

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、完治するまで出席停止となります。感染拡大防止措置をとる必要があるため、大学の保健管理センター（学務課）に連絡してください。（0123-28-5331）  
 治癒した後、主治医に登校に支障がないことを証明する診断書等の作成を依頼してください。  
 登校時には、診断書等を保健管理センター（学務課）に提出してください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

